令和８年第３回議会定例会会議結果

１	定例会・臨時会の別	第３回定例会
２	開会	令和８年９月　７日
３	閉会	令和８年９月１１日
４	会期	５日　（うち会期延長日なし）
５	議員の出席	出席１１名　欠席　０名
６	議案件数	１０件　（うち議員提出６件）
７	議決の状況	⑴原案可決　９件 ⑵原案認定　３件 ⑶原案承認　１件 ⑷報 告 済　２件 ⑸採　　択　５件
８	法第９９条の意見書	５件
９	委員会	決算審査特別委員会付託　３件
１０	その他	傍聴者　７日　９名 １１日　１名
１１	会議録の写し	別紙のとおり添付
１２	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和８年　第３回南幌町議会定例会　会議録

令和８年９月７日（月）
午前　９時３０分　開　会

１．出席議員

１番	湯　本　　要	２番	西　股　裕　司
３番	星　　真　希	４番	熊　木　惠　子
５番	佐　藤　妙　子	６番	細　川　美喜男
７番	加　藤　真　悟	８番	石　川　康　弘
９番	高　橋　修　平	１０番	家　塚　雅　人
１１番	側　瀬　敏　彦		

２．欠席議員

なし

３．会議録署名議員

５番	佐　藤　妙　子	６番	細　川　美喜男

４．職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	藤　田　雅　章	議事係長	富　木　孝　郎

５．地方自治法第１２１条第１項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	大　崎　貞　二	教　育　長	西　田　篤　人
農業委員会会長	南　　則　之	監査委員	白　倉　敏　美

６．町長の委任を受けて出席した説明員

副　町　長	小　林　史　典	総務課長	岩　本　　聖
まちづくり課長	斉　藤　　隆	住民課長	鈴　木　潤　也
税務課長	砂　田　隆　樹	保健福祉課長	笠　原　大　介
保健福祉課参事	蛯　沢　千　晴	産業振興課長	渡　辺　広　貴
都市整備課長	黒　島　滋　規	会計管理者	池　畑　憲　一
病院事務長	桂　　満　晴		

７．教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	渡　部　浩　二

８．選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	岩　本　　聖

９．公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長）　　岩　本　　聖

１０．農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長　　山　本　　篤

１１．議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

令和８年第３回南幌町議会定例会会議録　　９月７日
（午前９時３０分）

議　　長　　おはようございます。
本日をもって召集されました令和８年第３回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は１１名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。
●日程１　会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第１２５条の規定により議長において指名をいたします。
５番　佐藤　妙子議員、６番　細川　美喜男議員。以上、御両名を指名いたします。
●日程２　会期の決定をいたします。
先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。
５番　佐藤　妙子議員。

佐藤議員　　令和８年第３回議会定例会の運営について、去る８月３１日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査１件。
町からは、令和７年度会計決算認定３件、令和８年度会計補正予算４件、条例関係４件、一般議案１件、報告案件２件であります。
以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日９月７日から９月１４日までの８日間とすることで意見の一致をみております。
最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。

議　　長　　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は９月７日から９月１４日までの８日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
（なしの声。）
御異議なしと認めます。よって本定例会は９月７日から９月１４日までの８日間と決定をいたしました。
●日程３　諸般報告をいたします。
・１番目　会務報告は、お手元に配付したとおりでございます。
これをもちまして報告済みといたします。
・２番目　例月出納検査結果報告は、監査委員より令和８年７月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりでございます。
これをもちまして報告済みといたします。
・３番目　令和７年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・

評価報告については、教育委員会より報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・４番目　町長一般行政報告をいたします。町長。

町　　長　本議会定例会にあたり、１件の行政報告を行います。

農作物の生育と収穫の状況について御報告します。今年は、気温が平年並みに推移し、天候に恵まれたこともあり、農作物の生育は順調に推移しています。

空知農業改良普及センター空知南西部支所の９月１日現在の作物状況調査によりますと、基幹作物の水稲は、出穂後も順調に登熟が進み、草丈や穂長は平年並みとなっており、今後、本格的に刈取り作業が進められます。

また、８月３１日付で農林水産省が公表した米の作柄において、北海道の収量は、やや上回ると見込まれています。

小麦は、既に収穫調製作業を終えており、平年と比較して収量は多く、品質は良となっています。

大豆は、安定した天候が続いたことから、平年並みの生育状況となっています。

キャベツ、長ネギなどの野菜の状況は、収量・品質は平年並みで、価格につきましても、おおむね平年並みで推移している状況です。

以上のように、各作物間で多少の差はありますが、今後は天候が順調に経過し、無事に収穫作業が終えられるよう、関係機関・団体と連携しながら、適切な対応に努めてまいります。

以上、一般行政報告とします。

議　　長　以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程４　一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は５名でございます。一般質問につきましては、通告順に行います。

１０番　家塚　雅人議員。

家塚議員　それでは、町長に１件の一般質問を行います。

持続可能かつ安定的な財政運営について、南幌町は現在、第６期南幌町総合計画後期基本計画（２０２２～２０２６）に基づき、「育てる喜び、育む幸せ」をキャッチフレーズに、将来にわたり子どもたちと笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、様々な事業を展開をしています。この総合計画は、人口減少・高齢化・地域経済の変化を踏まえ、今後１０年間のまちづくりの方向性を示す重要な将来像であり、本年度は第７期総合計画の策定に向けて取り組んでいると承知をしています。

総合計画に掲げられる各施策を着実に進めるためには、持続可能な行財政運営が必要不可欠であると考えます。第６期総合計画策定時に、町民の皆さんからは、目標はすばらしいが、財政的に本当に実現できるのか。公共施設の老朽化や扶助費の増加など、どう対応するのかといった不安の声もありました。

南幌町の人口は、平成１０年１０月に１万人を超え、徐々に人口減

少が進み、令和３年には７，３００人台まで減少しましたが、その後、北海道並びに北海道住宅供給公社と連携を図り、子育て支援政策を町の重点目標に掲げてきた結果、再び人口増加に転じてきたところであります。しかしながら、このまま人口の増加傾向を維持していくことは困難であり、高齢化も進む中で町民の暮らしを守りながらまちづくりを進めることは、これまで以上に難しくなってくるものと思っています。

そこで、南幌町がこれからも住み続けたい町であり続けるためには、厳しい財政状況を直視しつつ、将来を見据えた行財政運営が不可欠です。

現在策定中の第７期総合計画における各施策を実現するため、持続可能かつ安定的な財政運営について、町長の考えを伺います。

議　　長　　町長。

町　　長　　持続可能かつ安定的な財政運営についての御質問にお答えします。

現在、第７期南幌町総合計画の策定を進めており、将来的な人口減少や少子高齢化の進行、公共施設の老朽化対策、社会保障関係経費の増加など、行財政運営を取り巻く環境は一層厳しくなることは十分認識しています。

総合計画における施策を着実に推進するためには、限られた財源を効果的・効率的に活用し、健全な財政基盤を維持することが必要と考えます。

そのためには、中期財政計画の策定など、中長期的な視点から将来的な財政リスクを把握するとともに、住民ニーズや時代の変化に応じた事業の見直しを徹底し、適正な財政健全化指標を維持していく必要があると考えます。

具体的には、確実な税収確保と国などの補助金等を活用した一般財源の実質的負担軽減による歳入確保、公共施設等の総合管理、デジタル活用による人件費・委託料の削減、指定管理者制度など、民間活力の活用によるコスト削減や行政サービスの向上など、歳出の効率化・最適化を進めるとともに、第４次南幌町行財政改革実行計画を策定してまいります。

さらには、財政調整基金残高の適正な管理運用と地方債の適切な発行規模の維持などに取り組むとともに、現在の財政状況や将来予測を住民に対し分かりやすく公表するなど、情報の透明性を図り、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

議　　長　　１０番　家塚　雅人議員。

家塚議員（再質問）　　それでは、町長の答弁を踏まえて、安定的な財政運営について、さらに的を絞って再質問を行います。

地方公共団体における財政状況の健全化に関する法律に基づき、毎年９月定例会において４つの財政指標が報告されています。令和７年度決算における本町の指標は、後ほど報告されることから、ここでは令和６年度決算での指標でお話をいたします。まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも発生をしておりません。

次に、実質公債比率は１２．４％と、前年度より０．７ポイント増

加をしております。過去１０年間の推移を見ても、平成２７年度の１４％から令和３年度には１０．２％まで減少し、その後は微増傾向が続いています。

この背景には、令和３年度以降、長幌第２浄水場改築事業、子ども室内遊戯場整備、南幌温泉改修、準工業用地整備などの事業実施に伴い、令和８年度当初予算の公債費が７億５，５００万円と大きく増加をしていることが要因として挙げられます。また、将来負担比率では、１２８．３％と、前年度より１７．１ポイント増加をしていますが、過去１０年前の平成２７年度では６７．６％と、約１．９倍に増加をしており、依然として高い水準にあります。

本町が今年２月に策定した中期財政推計では、公債費のピークは、令和１０年度の９億２，１００万。町債残高のピークは、令和８年度末で８３億４，６００万円と見込まれています。その後は、償還の進行により減少傾向となる推計ですが、推計どおりに推移したとしても、数年間は厳しい財政運営をすることは避けられないと思っております。また、これらの中期財政推計における財政調整基金残高では、推計の最終年度、令和１１年度残高が５億１００万と見込まれており、令和８年度残高から見ると、４億５，６００万ほど減少する推計となっております。この財政調整基金は、予算編成時に、歳入と歳出の差額の不足分を埋めるための財源であると認識をしております。

このことから、令和１２年度以降もこのまま減少する状態が続くと、基金が枯渇し、災害や不測の事態が発生した場合の対応ができなくなるなど、町民サービスに支障を来すおそれが出てくるものと考えております。

そこで、特に歳入歳出面で、先ほど町長から具体的な答弁がありましたが、やはり、総合計画を基本とした計画的な行政運営と財政規律の徹底が不可欠だと思っておりますし、さらには、事業を計画する場合の優先順位や将来を見据えた、歳出構造の見直しが必要ではないかと思っております。再度、町長のお考えを伺います。

あわせて、本町の財政規模における財政調整基金残高の規模は、どの程度が適正と考えているか伺います。

議　　長　町長。

町　　長　家塚議員の再質問にお答えをいたします。

（再答弁）　まず、実質公債費比率でございますけども、地方債の返済負担が、その団体の財政規模に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標でありまして、直近３年間の平均値を示すものでございます。なお、健全化判断比率は２５％でございます。議員言われたとおり、令和６年の決算では１２．４％、これから報告されます令和７年決算では１２．２％でございます。なお、単年度の決算値では、令和５年が１２．８％、６年が１２．２％、７年が１１．７％で、僅かではありますが、減少傾向にある状況でございます。

次に、将来負担比率でございますけども、将来負担すべき債務が標準財政規模に対してどの程度の割合であるかを示す指標であります。なお、健全化の判断基準は３５０％でございます。令和６年決算は１

２８．３％、令和７年決算は１２４．５％でございます。本町の比率は、健全化法では問題はございませんが、道内自治体を比較した場合、議員が言われますとおり非常に高い比率となっております。要因としましては、本町が事業を行う上で、交付税措置率の高い過疎対策事業債の活用ができないために、将来負担比率に影響が出ているものでございます。なお、財政力指数としましては、Ｒ６年では０．２８％で、道内では５６番目に位置しております。

中期財政推計でございますけども、令和１１年までの財政推計では、歳出においては、大型事業が終了したことから、令和９年度以降は投資的経費が減少するように見込んでおります。

公債費につきましては、令和１０年度が償還のピークとなり、その後は第三セクター改革推進債の償還終了により減少に転じます。

歳入においては、人口増による町税、地方交付税の増加を見込んでおり、この傾向は当分続くものと推測をしております。

町債残高については、令和８年度の議員言われるとおり８３億４，６００万円がピークで、その後は減少します。

財政調整基金残高は、推計最終年の令和１１年度末で５億１００万円と推計してございます。

財政規律の徹底につきましては、町税の徴収強化やふるさと納税による自主財源確保、並びに既存事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底してまいります。また、将来世代の負担を考慮し、計画的な地方債の活用を図ってまいります。

そして、事業の優先づけや将来を見据えた歳出構造の見直しについてでございますけども、全ての事業におきまして、何を続け、何を見直すかの基準を明確にし、優先づけを行う必要があると考えております。そのためには、事業の必要性、有効性、成果、民間活力の代替可能性の検証や前年度踏襲を排除した事業の見直しにより、捻出した財源を新たな施策や将来の積立金にシフトさせるなど、歳出構造の見直しを図る必要があると考えてございます。

また、行財政改革につきましては、現在、令和５年度から８年度までの第３次行財政改革実行計画を推進しておりますが、本年度、第４次実行計画を策定する予定でございます。

そして、本町の財政規模におけます財政調整基金残高の規模でございますけども、財政調整基金は、財源不足に対応するための預金としての性格を有しており、一般的には、標準財政規模の１０％程度が適当と言われており、本町にそれを当てはめますと、約３億８，０００万程度でございます。なお、令和７年度末の基金残高は、１０億４，５００万円でございます。また、中期財政推計では、最終年度の令和１１年度末の基金残高は５億１００万円と推計しております。本町の目標としましては、安全圏を見て、標準財政規模の３０％、令和１１年度ベースに置きはめますと、１１億から１２億程度が目標となる規模であると考えてございます。

最後に町の財政運営でございますけども、これまでも各事業の実施にあたりましては、国の補助制度を最大限活用し、地方債借入を行う

場合は、できる限り交付税措置率の高い有利な制度を選択し、一般財源の持ち出しや将来負担を最小限に抑える財政運営を行ってきております。

今後におきましても、各種施策の推進に向けまして、将来負担比率を含む健全化判断比率の改善や起債残高の縮減、事業の見直しを行いながら、持続かつ安定的な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

議　　長　　１０番　家塚　雅人議員。

家塚議員　　それでは、ただいま町長のほうから答弁をいただきましたので、理解をいたしましたので、改めての答弁は必要ありませんが、今後、安定的な財政基盤の確立のため、経営資源配分の最適化や財政規律の確保に取り組み、中長期的な展望に立った持続可能な財政運営に期待し、質問を終わります。

議　　長　　以上で、家塚　雅人議員の一般質問を終わります。

次に、３番　星　真希議員。

星 議 員　　それでは、一般質問させていただきます。

町内における道路インフラの整備について、本町では、日々利用する生活道路の老朽化が目立つようになっており、ひび割れや、雪が解けた後に穴が大きく空いている道路、また、団地内においては、歩道の沈下や舗装の劣化が見られます。生活道路の老朽化は生活の利便性だけではなく、車の走行、子どもや高齢者の歩行時における安全性にも影響があると考えます。

今後は、老朽化してくる町道が増加していくことを踏まえると、町道を計画的に整備していくことは日常の利便性や安全性の向上、さらには、防災の観点からも安全安心なまちづくりにつながる重要な取組だと考えますが、現在の町道長寿命化改修事業においては、橋梁の点検、改修が主になっており、舗装道路の整備は計画的に位置づけられていません。

また、国においても、道路や橋梁に関する地方財政措置が延長されていることを踏まえると、今後も有利な財源を積極的に活用し、町道の整備を計画的に進める必要があると考えます。

第７期総合計画において、町道長寿命化改修事業に舗装道路の重点的な維持、改修を位置づけ、これまでの道路整備を加速化させるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

議　　長　　町長。

町　　長　　町内における道路インフラの整備についての御質問にお答えします。

道路は、町民の日常生活や経済活動に欠くことのできない重要なインフラであると認識しています。

町では、日常の道路パトロールや町民の皆様から寄せられる情報などをもとに道路状況を把握した上で、毎年度必要予算を計上し、安全な道路環境の確保に取り組んでいます。

本町のアスファルト舗装は、ほぼ全路線で耐用年数を経過しており、今後はこれまでのように損傷が生じた箇所を個別に補修するだけ

ではなく、道路の利用状況や劣化の程度などを総合的に勘案し、優先順位を定めながら維持・改修していくことが重要であると考えています。

このため、第７期総合計画における町道長寿命化改修事業において、舗装道路の維持・改修を位置づけ、限られた財源の中で計画的に実施してまいります。

議　　長　　３番　星　真希議員。

星 議 員（再質問）　町長の答弁をいただきまして、舗装道路の維持改修について、限られた財源の中で計画に進めていくという前向きな御答弁をいただいたと考えております。

これまでも本町においては、道路の修繕に努めていただいているところでありますが、直近の町道の道路補修事業費を見ますと、令和６年度は約２，０００万、令和７年度は約３，５００万円と、道路整備に係る費用は増加しています。これは、ひび割れや道路の穴など、道路の劣化や損傷が進み、対応が高まっているということが要因の一つではないかと私は考えています。また、町民のほうからも道路を直してほしいという声を聞くことがあります。

老朽化した道路を短い期間で直していくことは厳しいことではあると思いますが、改修を進めないでいると道路の劣化はますます進んでいきますので、突発的な支出や何か事故が発生するなど、その都度、応急的な修繕に追われる形になり、予算の管理や財政の見通しを立てることが難しくなってくるのではないかと思っていますし、本町の道路は、ほぼ全路線で耐用年数を経過しているということでありますので、道路のインフラ整備は今後も継続して取り組む必要があると思っております。

国のほうでは、現在、緊急自然災害防止対策事業費の適用期間が令和８年度から５年間、令和１２年度まで延長されています。財源も、先ほど同僚議員の質問の際も、限られた財源の中でいろいろ事業を進めていかなければならないというお話をされておりまして、それは私も十分理解はしております。この緊急自然災害防止対策事業費なんですけれども、こちらは、地方財政措置が地方債充当率１００％、交付税措置が７０％となっておりますので、こうしたやはり有利な財源を活用しながら進めていくということが、本町においても大事なことではないかと私は考えております。

先ほど町長の答弁でもありました道路状況を総合的に勘案し、優先順位を定めながら維持・改修していくことが重要だということを述べられております。そのために、やはり先ほども言いました今後も有利な財源を活用しながら、計画的かつ重点的に進めていただきたいと私は考えています。

また、もう１点、道路と同様に老朽化が進んでおります団地の歩道についてなんですけれども、再質問させていただきます。

車道の維持・改修はもちろん重要なんですが、団地内の道路では、歩道も舗装の劣化が目立ち始めています。道路と同様、歩道の修繕も努めていただいてはおりますが、特に災害時の避難を考えた場合、歩

道の沈下や歩道が波が打っていたりすれば、避難を急ぐ高齢者の方や、つえや車椅子を使用する方などが避難所まで行く場合、事故や転倒につながることも考えられます。また、災害時のみならず、日常生活においても、つえを使用して歩く方や高齢者の方にとっては、歩道の老朽化は、事故やけがなどにつながる危険も高くなると考えています。行政区の中では、高齢者の割合が高くなってきている地域もあることから、歩行者にとって安全な環境を整備することも、これからのまちづくりにおいて重要だと考えております。

団地の歩道についても、老朽化の状況を点検し、安全性や利用状況、さらには災害時に避難所や幹線道路へつながる重要性などといった優先順位を定めながら計画的に整備を進めていく考えはあるか、町長の考えをお聞かせください。

議　　長　　町長。

町　　長　　星議員の再質問にお答えをいたします。

（再答弁）　まずは、町道の現状でございますけども、町道の総延長は２６７キロで、うち舗装済延長は１７２キロ、舗装率は６４．３％でございます。また、路線数は２１８路線持ってございます。

現在、舗装道路の維持・補修は、南幌町舗装個別施設計画に基づき実施しておりまして、毎年度の工事費は４，０００万から６，０００万円程度で推移をしております。舗装道路の維持・補修につきましては、路線の路面全体を改修する工事、いわゆるオーバーレイと路面を部分的に補修する工事、そして路面の穴、いわゆるポットホールに補修材を埋める応急的な修繕、この３つの方法で実施をしております。特に近年は温暖化の影響によりまして、冬期間でも路面上の雪や氷が解ける日が多く、凍結を繰り返すことで舗装面が破損して、路面上に穴が増える現象が多く散見されております。

次に、近年における町道補修の実施状況でございますけども、昨年、令和７年度は、温泉通りの舗装改修、オーバーレイを延長１，６１５メートル、事業費３，５００万円で実施をしてございます。本年度は、きらら街道の舗装改修、オーバーレイ、延長６７４メートル、事業費４，１００万円で既に実施を済んでございます。いずれも議員が言われます緊急自然災害防止対策事業債を活用してございます。

毎年度の事業実績は、オーバーレイが３，０００万から４，０００万円で年間１路線、部分的補修や応急的修繕が１，０００万から２，０００万円規模で推移をしている状況にございます。

そして、重点的位置づけ及び道路整備の加速化についてでございますけども、現在の道路補修は道路点検を行い、損傷の度合いと交通量などを勘案し実施しており、現在は、きらら街道と南８線の路線を複数年かけ重点的に行う予定でおります。

また近年は、アスファルト資材の価格が著しく高騰している現象にもございます。今後は年次計画を策定し実施したいと考えますが、財政的には年間何路線も行えるものではないことは御理解をいただきたいと思います。まずは必要箇所の洗い出しを行い、優先づけをしてまいりたいと考えてございます。また、議員言われるとおり国の有利な

財源であります緊急自然災害防止対策事業債、Ｒ１２年まで延長されましたので、その間に事業を加速化することも検討する必要があるのではないかと考えてございます。

次に、歩道についてでございますけども、町道歩道の総延長は１０２キロで、うち団地内の幹線歩道が１８キロでございます。市街地の団地内歩道は、昭和４０年代から整備されており、既に５０年以上経過し老朽化している箇所も多くございます。常態的には沈下している箇所や縁石ごと不陸になり波を打っている箇所などが散見されます。

近年の実績につきましては、歩行頻度や交通量を勘案し、事業費の大小はございますが、おおむね毎年度５００万円から７００万円程度で維持・補修を実施してございます。

今後におきましては、歩行者の安全確保のため歩道の維持・補修は適時行う必要があると考えます。車道と同様に、必要箇所のリスト化を行い、また有利な財源を確保しながら、時間は要しますが、計画的な実施に努めてまいりたいと考えております。

議　　長　　３番　星　真希議員。

星 議 員　　道路も歩道もですね、町民にとっては日常生活に直結する重要な生活基盤であります。本町では、道路も歩道も老朽化した箇所が多く、修繕の要望も多いと思うんですけれども、先ほど町長の答弁でもありましたように短期間で老朽化した全ての路線を直すということは、確かに厳しいということは私も理解いたしました。計画的に、今後は進めていかれるということで、町民の皆様の御理解もいただく必要があると思っておりますが、今後の道路整備においては、総合的に勘案し、道路も歩道も進めていかれるということを確認いたしましたので、再々質問はありません。これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

議　　長　　以上で、星　真希議員の一般質問を終わります。

次に、２番　西股　裕司議員。

西股議員　　私のほうからは、命をつなぐ防災対策の実現をということで、町長にお伺いいたします。

災害では、建物の倒壊などにより命を落とす直接死だけではなく、被災後の避難生活でのストレスや感染症、脱水、持病の悪化などの間接的な原因による災害関連死が大きな課題となっています。

令和６年１月１日に発生した能登半島地震での死者は、建物の倒壊などによる直接死を上回る災害関連死が認定されました。避難所の生活環境や在宅避難者への支援、医療・福祉支援の充実が、災害関連死を減らす鍵であることが明らかになり、国においても避難所生活環境の取組指針や災害関連死の事例を公表し、自治体による対策を促している状況です。

南幌町では、地域防災計画、災害備蓄品整備計画や強靭化地域計画を策定し、防災・減災の取組を進めていますが、災害関連死を防ぐという点においては、今後改善すべき取組があるのではと考え、次の３点について町長の考えを伺います。

１点目、本町では、災害関連死をどのような課題として認識してい

るのか。
２点目、避難所では、高齢者や障がい者など要配慮者への支援が重要と思うが、健康管理、医療・福祉との連携などについて、どのような体制を想定しているのか。
３点目、在宅避難者は、行政でも把握が難しいと思うが、在宅避難者の把握、食料・水・医療品、健康相談などの支援体制をどのように考えているのか。よろしくお願いします。

議　　長　　町長。

町　　長　　命をつなぐ防災対策の実現をについての御質問にお答えします。
１点目の御質問については、令和６年能登半島地震では、長期化する避難生活の中で、生活環境の悪化や心身のストレス、持病の悪化などを要因とする災害関連死が大きな問題となり、災害発生時において助かった命を守るという観点から、極めて重要な課題であると認識しています。
２点目の御質問については、要配慮者の支援として、避難所運営マニュアルに基づき、要配慮者やその家族が安心して過ごせる専用スペースの配置によりプライバシーや動線を確保するとともに、避難所到着時の健康状態などを迅速に判断し、避難所での生活が困難な場合は福祉避難所での受入れを行います。
避難所における健康管理や服薬支援、精神的ケアにつきましては、保健師を含む救護班の町職員を派遣し対応しますが、福祉避難所の開設や避難期間が長期化した場合は、町職員だけでは対応が困難となるものと考えます。
３点目につきましては、在宅避難者については、存在や安否などの状況を捉えることが重要であり、全ての把握は難しいですが、自主防災組織や町内会などによる見守りと防災無線やマゴコロボタンなどの活用により、安否情報などの収集を行います。
また、在宅避難者への支援については、物資等の配給や健康・生活の巡回相談など、避難が長期化した場合には職員による対応が困難となるため、どのように支援を行き渡らせるかが課題になると考えます。
いずれにしましても、災害時における避難者と在宅避難者の支援体制については、町職員だけでの対応は困難であることから、町内福祉施設や医療機関などと情報共有し連携を密にするとともに、災害時に活動するボランティア団体など外部機関との連携による人的支援により、物資配給や健康管理、服薬支援など専門的ケアの支援体制について、引き続き検討してまいります。

議　　長　　２番　西股　裕司議員。

西股議員　　再質問させていただきます。

（再質問）　　災害の関係につきましては、命を守る避難だけでなく、避難後も健康に生活できる環境づくり、これが大切だということで、避難所のウェルビーイングを含めて考えていくことが必要なのではないかなというふうに言われております。災害関連死は災害そのものでなく、その後の避難生活等で発生するものでございますので、防ぐことができる

命なんだというふうに思っております。高齢化が進む南幌町だからこそ、そういうものをやはりもう少し防災の政策の柱として推進すべきところを取り組んで行っていただきたいなと思います。

平成２８年４月の内閣府が示しております避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、これチェックリストというのが出ておりまして、令和６年１２月に改定されたものがあります。その中で見ていくと、今避難所というのは、国際的な指針、国際的な基準というものに合わせたものをどんどん取り入れたほうがいいのではないのかなということで出ております。その中では、スフィアプロジェクトという中では、今後の我が国の避難所の質の向上を考えるとき、指標となる国際基準というのはこの中に示されているということなんです。ですから、こういうところも踏まえながら、新たにやはり町として考えていっていただきたいんですが、その中で再質問させていただくんですが、避難所の生活環境を国際基準に近づけるため、町独自の整備目標、これを設ける考えはあるのか。

それと、災害関連死ゼロを目標として、保健・医療・福祉が一体となった訓練を実施する考えというのはあるのか。

それと、社会福祉協議会等の情報共有の体制は平時から構築できているのかという、この３点についてちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

議　　長　町長。

町　　長　西股議員の再質問にお答えをいたします。

（再答弁）　まず、１点目の避難所のウェルビーイングといいますか、生活改善でございますけども、避難所の長期化に備えまして、一般社団法人避難所避難生活学会では、命を守るＴＫＢ４８というものを提唱しております。Ｔは清潔で安全なトイレ、Ｋは適温でおいしい食事を提供するキッチン、Ｂは熟睡できるベッドを意味しておりまして、本町におきましても災害備蓄品の計画に基づきまして、これらの計画的導入を図るとしておりまして、避難所運営の環境向上に向けまして、国の指針や参考事例をもとに検討を進めていきたいというように考えてございます。

防災訓練の関係につきましては、今隔年ごとに防災訓練を実施しておりますが、今後におきましては、もう少し踏み込んだ避難所の運営マニュアル、または、災害支援のボランティアのマニュアルなんかもございますので、それが形骸化しないような形で、そのような訓練を少し入れた中で、実効性を上げる訓練をしていきたいというように考えてございます。

社会福祉協議会と保健福祉課との連携、当然連携はしてございます。災害時には、あいくるが福祉避難所、現在、町では３９名の町民をリスト化してございますが、その福祉避難所に位置づけられております。その運営についても、マニュアルに基づいて実施をすることで確認をしておりますし、社会福祉協議会とは先ほど申し上げました災害の応援のマニュアルに基づきまして、実行性を上げる訓練をこれから実施してまいりたいというように考えてございます。

議　　長　　２番　西股　裕司議員。

西股議員
(再々質問)　今お答えしていただいたんですけれども、避難所の関係につきましては、特に厳冬期、冬寒い時にですね、やるということは、夏場の避難と違って冬というのはかなりやはり何というんですか、寒いだとかいろいろですね、夏とは考えられないくらいのやはり違いがあるんだと。特にシート１枚の上に布団敷いて寝ても温度が下がると言われております。ですから、全員にベッドが当たるというふうにはならないと思いますので、そういうときにどういうふうにするのかという部分では、やはりそれを体験するというのも必要なのではないかなと思うんです。ですから、冬はどういうふうになるのかということもですね、十分やはり避難所の訓練の中にはやはり考えてやっていただければなというふうに思います。特に南幌町につきましては、高齢化率がだんだん増えてきております。それとあわせて雪の関係や冬季の災害に備えも重要な地域ですので、避難所の環境の改善、個別避難計画の実効性向上や先ほど言ったような保健・医療・福祉との連携強化、それと最終的にやはり地域の住民、これらの協力を得ながらですね、災害関連死ゼロを目指した防災体制というものに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

特にいろいろな情報というのが新たにどんどん出てきております。災害備品についても新しいものというのはどんどん出てきております。そういうものにもアンテナを張ってですね、どんどん取り入れられるものはどんどん取り入れていっていただきたいなというふうに思います。そういうようなことでですね、私のほうは、お願いばかりでございますけれども、そういうところでちょっと意見を言わせていただきます。これに対して、町長何かあればお伺いいたします。

議　　長　　町長。

町　　長
(再々答弁)　それでは、再々質問にお答えをいたします。

避難所の冬の対策、非常に重要でございます。前回、議員さんにも御協力をいただきまして、冬季に改善センターでその訓練を実施させていただきました。当日はテントを設置することですとか、段ボールベッドを設置するということで実施をしてございます。これがまたさらに効果が上がるように、また冬の防災対策も防災訓練も検討していく必要があると考えてございます。

それと避難所の改善でございますけども、議員言われるとおり、今様々な備蓄品がまた出回っておると言いますか、開発されております。それら災害備蓄品との現在の計画との出し入れも含めまして、これから実際に災害時に稼働される、使われる備蓄品をより計画的に取り入れたいというふうに考えてございます。

また、地域との協力、当然必要でございます。これにはやはり、ふだんからの啓蒙が大事だと考えてございます。町広報、またはＬＩＮＥなんかも含めて、また、現在、国内各地で大雨被害が発生しております。これらも踏まえまして、町民の啓発を進めてまいりたいと思いますけども、過去の災害の教訓を踏まえまして、運営マニュアル、または備蓄品、これらも必要な都度見直しを行い、実効性のあるものに

してまいりたいと思います。そして、災害発生時に、助かった命が避難生活の中で失うことがないよう、より防災対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議　　長　　以上で、西股　裕司議員の一般質問を終わります。

次に、４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　　小中学校体育館への空調設備の設置について、教育長に伺います。本町の小中学校の校舎では、児童生徒が学ぶ教室等へのエアコンが設置されており、近年の気温上昇に伴う熱中症対策として、道内他市町村と比較しても早くに快適な学習環境が整備されています。

しかし、小中学校の体育館には冷房機能を備えた空調設備が設置されておらず、日常的に学校行事や部活動などで使用されている体育館は、安心して様々な活動ができるよう熱中症対策の観点から環境整備を図る必要があると思います。

また、７月２８日に発生した熊本地震においては、避難所での被災者の避難生活は猛暑で苛酷なものとなり、避難所となっている体育館の環境整備が問題になっております。災害はいつ、どのような形で襲ってくるか予断を許しません。本町では、小中学校が災害発生時の避難所として指定されており、学校体育館においても避難所機能を向上させるために空調設備の設置が必要と考えます。

猛暑による熱中症などを防ぎ児童生徒の安全を確保するため、第７期総合計画の策定における小中学校体育館への空調設備の設置の検討について、教育長の考えを伺います。

議　　長　　教育長。

教 育 長　　小中学校体育館への空調設備の設置についての御質問にお答えします。

現在、小中学校では、暑さ指数等を踏まえ、熱中症の危険性が高い場合は、体育授業や部活動等について活動を制限したり、活動内容を変更するなど、児童生徒の安全確保を最優先に対応していますが、熱中症対策や教育活動が制限される状況の改善の観点から、体育館への空調設備の設置については、重要な課題であると認識しています。

本年度、災害時の避難所である農村環境改善センター多目的ホールに空調設備を設置しました。

小中学校体育館の空調設備については、教育環境の改善と避難所機能の向上対策として、近年中の設置に向け、現在、町長部局と協議を進めているところです。

議　　長　　４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　　再質問させていただきます。

（再質問）　　今年は例年に比べて、今のところ猛暑になった日は少ないと思います。児童生徒が安心して学べる環境を早急に整備するということは大変重要だと考えているので、ただいまの答弁で、近年中の設置に向け協議を進めるとありました。

１点伺いたいんですけれども、今、これから協議をするというところなんですが、おおよその設置時期とか年度とか、その辺はいつぐらいになるのか伺いたいと思います。

それから、文部科学省の指針が示された令和７年６月以降、全国でどの程度整備されたかまだ分かりませんけれども、全国平均で７年５月の時点では、全国平均で２２．７％、北海道では３．７％という低い数字にとどまっています。

先日、学校祭を見学いたしました。そのときに、子どもたちは、生徒会で考えたテーマに沿って、各学年の発表や絵画等の展示がありました。合唱コンクールでの各クラスの歌声も大変心穏やかにしてくれて嬉しく思いました。昨年も行ったんですけれども、昨年はすごく暑くて、大型の扇風機というんですか、あれが４台あって、途中で入り口を全部開放するというような形で工夫されて行われていたように思います。小中学校で今交流という形で６年生が会場に来て、一緒に合唱を一曲歌うというような授業もありました。昨年は普通のところに座って、６年生の子どもたちは中学生の合唱を聞いていたと思うんですけれども、今年はやはり工夫がみられて、図工室の木製のちょっと背の高い椅子を、きっと中学生が運んできて体育館に設置したと思うんですよね。子どもたちが少し高いところからステージを見えるような形という工夫もされていて、小中学校で今、交流しているということにも、すごく温かいものを感じました。

今、再質問の中で時期のことを言いましたけれども、やはり体育館は日常的に使う場所として、やはりいろいろな意味で安全安心の授業とかが受けられるようにということが、本当に喫緊の課題だと思っています。

その辺で今、特段工夫されていることとか、それも含めて２点伺いたいと思います。

議　　長　　教育長。

教 育 長　　熊木議員の再質問にお答えいたします。

（再答弁）　まず、避難所における体育館のエアコン、クーラー、空調施設の設置状況なんですけれども、令和８年５月１日、文部科学省のほうで発表されておりますが、その中で特に空知の現状ですけれども、避難所というふうに指定をされていた小中学校の体育館の設置状況については、現在８．４％の設置状況というふうになっております。

安全安心の工夫というのは非常に大切で、本町でも、各学校に先ほども説明いたしましたけれども、暑さ指数、こちらを含めて、熱中症の危険性が高い場合には、教育活動それから部活等について、いろいろと制限するようにということで話をしているというような状況でございます。なお、熱中症対策における活動制限の実態につきましては、令和７年度、道内で３５度以上が１２日間あったということになっておりますけども、そのうち一度だけ運動を原則中止とする暑さ指数３１度を超えたことから、中学校で体育授業を保健の授業に振り替えたという実績があります。なお、令和８年度につきましては、体育授業や部活動を制限したという実績はございません。

それから、おおよその設置状況と年度ということで御質問がございましたが、先日、令和８年９月１日でしたか、政府のほうから避難所となる公立小中学校における体育館の冷房設備の設置目標というのが

ありまして、これが令和１７年度末から１３年度末へと前倒しをするというような報道発表も出ております。まだ政府もこのように動いているところがございますので、現在、既に町長部局と協議を進めているんですけれども、こういう政府の動向も踏まえながら、引き続き、町長部局と協議を進めてまいりたいと考えております。

議　　長　　４番　熊木　惠子議員。

熊木議員（再々質問）　今、町長部局と協議を進めているということで、あと国の動向も見ながらということで、まだ時期は定まっていないということですけれども、早期に実現できるようにしてほしいとは思います。

それで、今後設置にあたって取り組む時に、避難所機能と児童生徒の安全性を同時に考えていくという必要があると思います。例えば、ライフラインが止まった場合でも、空調や照明が使えることなどが重視されていると思いますけれども、今後の協議の中にそれを検討するということが必要と思うんですけども、その辺で１点考えを伺います。

それから、以前、総務委員会のほうで各教室のエアコンは先ほど質問の中で言いましたけれども、ほかの市町村に比べて、南幌は早い時期にエアコンがついたということで、良い環境の中で学習できているということは本当に評価すべきことだと思います。そういう中にあって、教室の場所によって、その教室の中で座る場所によって冷房が届くところと全く届かなくて、すごい暑い思いをしているということをお聞きして、それをちょっと委員会で調査して、学校に出向いてお話を伺ったことがあります。その時は、席の入れ替えとかいろいろ、廊下側と窓側と、そういうのも替えたりとかということで工夫しているということをお話しされていました。今年はちょっと昨年、その前と比べて比較的涼しいというか、猛暑ということがないと思うんですけれども、児童生徒の安全確保という観点から、今現在はそのようなことはどういうふうに取り組まれているのか伺いたいと思います。気候変動は、私たちの暮らす地球上に大きな変化をもたらしています。今後、ますます児童生徒が安心して学べる環境をつくるために、私たち大人も努力していかなければならないことかなと思っています。

以上、その２点質問いたします。

議　　長　　教育長。

教 育 長（再々答弁）　熊木議員の再々質問にお答えします。

まず、１点目なんですけれども、インフラが止まった時の場合ということでありましたけれども、児童生徒、教育に関わる部分での工夫だとか設置については教育委員会のほうで考えていきたいと思いますが、あくまでも教育の部分ということ限らせていただきたいと思います。

２点目、空調の場所によっての部分だとか、そういうところでございますけれども、議員が言われましたように場所の変更だとか席替えだとか、そういうことは学校のほうでも行っているところですので、そちらのほうの工夫、それから衣服の脱ぎ着、そういうことで工夫して乗り越えて行ければというふうに考えております。

議　　長　　以上で、熊木　惠子議員の一般質問を終わります。

次に、５番　佐藤　妙子議員。

佐藤議員　　アピアランスケア用品購入費用の助成について、アピアランスケアとは、がん治療の化学療法による脱毛や爪の割れ、手術痕や身体の部分的な欠損、放射線皮膚炎など、見た目の変化が起こることに対して、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのことを言います。

国においては、がん治療による外見の変化に悩む方を支えるため、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指すとして、がんとの共生分野でアピアランスケアが明確に位置づけられています。

北海道内でも、令和８年度で２１市町村がアピアランスケア助成事業として、がん患者さんの心理的及び経済的負担を軽減し、就労継続などの社会参加の支援や療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグや胸部補整具の購入費用の一部を助成しており、特に近年、実施市町村は増加傾向となっています。アピアランスケアは、町民が、がんやがん治療によって外見が変化しても、この町で安心して今までどおり生活を送り、暮らし続けられる定住を支え、経済的負担の軽減を図る重要な施策と考えます。

本町においても、アピアランスケアの取組として、ウィッグや胸部補整具などの購入費用の助成制度が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

議　　長　　町長。

町　　長　　アピアランスケア用品購入費用の助成についての御質問にお答えします。

がん患者の方やがん経験者の方へのアピアランスケアについては、治療に伴う心理的負担の軽減を図るとともに、社会生活上の不安を和らげ、安心して自分らしく生活を送り続けていくための重要な取組であると理解しているところです。

また、がんの治療による外見の変化を補うためのウィッグなどの補整具の購入に対する助成制度については、道内においても実施している自治体が増加していることは認識しています。

補整具の購入費用を助成し、経済的負担を軽減することで、治療と向き合いながら生活する方の社会参加の促進や療養生活の質の維持向上が図られ、心のケアにもつながると考えることから、現在策定を進めている第７期総合計画における取組として検討してまいります。

議　　長　　５番　佐藤　妙子議員。

佐藤議員　　それでは、再質問させていただきます。

（再質問）　　ただいま町長からアピアランスケア支援の必要性を認識していただいて、第７期総合計画における取組の検討をしていただけるということの前向きなお考えを示していただきました。まずは住民の思いに寄り添いながら、前向きな姿勢を示していただけたことに感謝申し上げます。

その中で、現在、既に取り組んでいる自治体の事業予算なんですけれども、札幌では３，８００万、新得町では１８万、七飯町では５８万、秩父別町では６万、東川町では２５万２，０００。この事業は、ほとんど令和６年、７年からスタートしたところが多くなって、活用もされているということでございました。

それで、本当に今は、がんは本当に３人に１人がかかる、そういう時代でございます。その中で、南幌町でも闘病をしている方は少なくないと思っております。治療後に必要なウィッグなど、保険適用外であり、医療控除も基本的には対象外でございます。価格相場が３万円から１０万円、また、自分の頭に合わせたり、好きなヘアスタイルのセミオーダーでつくると１０万円ぐらいはいたします。このアピアランスケア支援は、がん治療を続けながら生活していく上での不安を軽減して、安心してこの町で暮らし続けられる環境づくりにつながるものだと、そのように私は考えております。特に子育て世代、現役世代の方が移住する中で、たとえがんになったとしても、経済的負担を軽減できる政策でございます。

その中で、３点再質問させていただきたいのですが、これは実施できるということを確信しまして、前提として質問させていただきたいのですが、まず、がん治療中の患者さんというのは、外見の変化に悩んでおります。当事者的には体力的にも精神的にも大きな負担を抱えておられる人が多いと聞いております。それで、脱毛や乳房切除などデリケートな個人情報に触れるために、一般の総合窓口ではなくて、パーテーションで区切られたブースだとか個室で対応する、もしくはプライバシーに配慮した案内を行う必要があると考えております。申請手続きにおける心理的配慮も考えて、丁寧な対応が必要と考えておりますが、そのことを伺います。

それと２点目として、せっかく今後、総合計画でいろいろ検討していただいて制度ができたとしても、必要とする人に届かなければ意味がないと思っております。民間団体の調査などでも、その制度があること自体知られていないという、そういう課題が指摘されております。自治体の広報誌やホームページだけではなくて、地域の病院、さらには地域の美容室などにチラシを置いてもらうなど、治療開始のタイミングで情報が必要な方に必ず届くことというのが大切だと思っています。迅速な周知の考え方をお聞きいたします。

３点目ですけれども、私は２年前、７年間闘病していた乳がんの友人を亡くしました。いつ誰ががんになるか分からない、今そういう状況にいると思います。私はできるだけ早期の実現が望ましいと考えておりますが、そこのところも町長に伺います。よろしくお願いします。

議　　長　　町長。

町　　長　　佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

（再答弁）　　現在の国の動向でございますけども、議員御承知のとおり、令和５年３月に第４期がん対策推進基本計画が閣議決定されております。その中で、がんとの共生として、アピアランスケアの取組が推進される

ことになっております。道内における動向でございますけども、道内では１１．７％、現在２１市町村が実施している状況でございます。また議員言われます、ここ２、３年のうちに事業化している市町村が多いのも特徴的だと捉えてございます。本町における問合せの状況でございますけども、過去に助成制度の有無について電話での問合せが１件寄せられている経過がございます。それと、がん患者に対します個人情報、またはデリケートなことを想定して専門相談室だとかの配置につきましてでございますけども、これまだなかなか制度設計もできておりませんので、制度設計とあわせて、このようなことも検討していく必要があるのかなと思っております。

地域への情報提供でございますけども、当然、町民周知は早くしたほうがいいと思いますけども、これから第７期総合計画の事務事業に取り入れ、制度設計ができ次第、町民周知、予算の措置を行ってまいりたいというように考えてございます。

それと早期実施につきましてでございますけども、現在、町内における対象者数、がん患者の罹患者数というのは統計上難しい状況でございます。また、ウィッグやそういう補整下着の潜在者数もなかなか把握が難しい状況でございます。

道内の先進事例を参考にしつつ、今制度設計をしてまいりたいと考えてございますので、なるだけ早い時期に、実施に向けて検討を進めてまいりたいというように考えてございます。

議　　長　　５番　佐藤　妙子議員。

佐藤議員　　ありがとうございました。町長の思いはしっかりと受け止めました。

それで、総合計画の中でしっかり協議していただいて、できるだけ早期実現を目指して頑張っていっていただきたいと思いますので、再々質問はございません。以上です。

議　　長　　以上で、佐藤　妙子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

町内時計で１１時１０分まで休憩をいたします。

（午前１０時５７分）

（午前１１時　９分）

議　　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程５　認定第１号　令和７年度各会計決算認定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました認定第１号　令和７年度各会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、令和７年度南幌町一般会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで１億１，２０３万３，１５０円の残額となりました。主な事業としては、子育て世代住宅建築費助成、温泉周辺整備、障がい福祉・子育て・高齢者支援、保健衛生、農業振興、町道管理、町道長寿命化改修、準工業用地等整備、小学校改修、教育振興並びに物価高騰支援対策事業などを実施したところです。

なお、生活応援チケット事業、物価高対応子育て応援手当支給事業、長幌上水道企業団負担金を繰越したため、繰越明許費繰越額４４４万４，０００円を差し引くと、実質収支額は１億７５８万９，１５０円となります。

次に、令和７年度南幌町国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで３，４２６万３，５４１円の残額となったところです。

次に、令和７年度南幌町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで２，５６９万５，８０８円の残額となったところです。

最後に、令和７年度南幌町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入歳出差引きで１１８万１，１９７円の残額となったところです。

以上、令和７年度各会計の決算につきまして、御審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　本案につきましては、令和７年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局　　長　（朗読する。）

議　　長　監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員　（ありませんの声。）

議　　長　ただいま上程されました令和７年度各会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

５番　佐藤　妙子議員。

佐藤議員　ただいま上程されました令和７年度各会計決算認定にあたりましては、議長及び議会選出の監査委員を除く９名による決算審査特別委員会を設置して本案を付託し、休会中に審査してはいかがと思いますので、議長よりお諮り願います。

議　　長　お諮りいたします。ただいまの佐藤　妙子議員からの御発言は、９名による決算審査特別委員会を設置し本案を付託し、休会中に審査するという御意見でありますが、そのように決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

５番　佐藤　妙子議員。

佐藤議員　ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長には、石川　康弘議員、副委員長には家塚　雅人議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議　　長　お諮りいたします。ただいま佐藤　妙子議員から提案がありましたとおり、委員長には石川　康弘議員、副委員長には家塚　雅人議員との御発言でありますが、そのように決定することに御異議ありません

か。
（なしの声。）
御異議なしと認めます。よって委員長には石川　康弘議員、副委員長には家塚　雅人議員と決定をいたしました。
●日程６　認定第２号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
町　　長　ただいま上程をいただきました認定第２号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。
病院の経営状況につきましては、対前年度比で入院収益が１２．５％減の２億６，７６６万６，６７９円、外来収益が０．３％増の１億３，２０８万６，４２１円となり、収益的収支で７，１９２万９，９１０円の純損失となったところです。
以上、令和７年度病院事業会計の決算につきまして、御審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
議　　長　本案につきましては、令和７年度南幌町病院事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。
局　　長　（朗読する。）
議　　長　監査委員からの補足説明があれば賜ります。
監査委員　（ありませんの声。）
議　　長　ただいま上程されました令和７年度南幌町病院事業会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。
５番　佐藤　妙子議員。
佐藤議員　ただいま上程されました令和７年度南幌町病院事業会計決算認定にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがと思いますので、議長よりお諮り願います。
議　　長　お諮りいたします。ただいまの佐藤　妙子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見でありますが、そのように決定することに御異議ありませんか。
（なしの声。）
御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。
●日程７　認定第３号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
町　　長　ただいま上程をいただきました認定第３号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。
下水道事業の状況につきましては、対前年度比で営業収益が２．７％増の１億１，６７２万４，２１５円、営業外収益が６．２％増の２億１，２７８万６，１１６円となり、収益的収支で１，７９３万７，６０１円の純損失となったところです。

以上、令和７年度下水道事業会計の決算につきまして、御審議の上認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議　　長　本案につきましては、令和７年度南幌町下水道事業会計決算審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局　　長　（朗読する。）

議　　長　監査委員からの補足説明があれば賜ります。

監査委員　（ありませんの声。）

議　　長　ただいま上程されました令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定についての取扱いについてお諮りいたします。

５番　佐藤　妙子議員。

佐藤議員　ただいま上程されました令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定にあたりましては、先ほど設置されました決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査してはいかがと思いますので、議長よりお諮り願います。

議　　長　お諮りいたします。ただいまの佐藤　妙子議員の御発言は、先ほど設置されました決算審査特別委員会に本案を付託し、休会中に審査するという御意見でありますが、そのように決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

●日程８　報告第３号　令和７年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　ただいま上程をいただきました報告第３号　令和７年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告につきましては、令和７年度の各会計決算を基に算定した本町の健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長　それでは、報告第３号　令和７年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。別途配付しております報告第３号資料を御覧ください。

健全化判断比率の算定及び公表につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、市町村の財政状況を判断するため義務付けられており、また、一定基準を超過した場合は、財政健全化計画及び財政再生計画の策定が義務付けられています。

令和７年度決算によります、それぞれの指数について御説明申し上げます。

最初に、１健全化判断比率の（１）実質赤字比率につきましては、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。下の表の御覧のとおり、赤字は発生していません。

（２）連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした赤字比率、または資金不足額の標準財政規模に対する比率です。これにつきましても、赤字は発生していません。

（３）実質公債費比率につきましては、一般会計などが負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。特別会計並びに一部事務組合を含めた、過去３か年の平均数値で表しています。本町の数値は１２．２％で、起債許可基準の１８％を下回っていることから、公債費負担適正化計画を策定する必要はありません。なお、過去の数値につきましては、資料の２ページ目を御覧ください。令和５年度は１１．７％、令和６年度は１２．４％です。

表の数値は３か年の平均比率であり、前年度と比較して比率が０．２％減少しています。

単年度の比率につきましては、令和５年度は１２．８％、令和６年度は１２．１％、令和７年度は１１．６％となり、令和７年度につきましては、標準税収入額や普通交付税額の増加により、単年度の比較では、前年度より０．５％減少しています。資料の１ページ目にお戻りください。

（４）将来負担比率につきましては、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。これは、第三セクターなども含めたもので、本町の数値は１２４．５％です。早期健全化基準の３５０％を大きく下回っています。なお、過去の数値については、資料の２ページ目を御覧ください。令和５年度は１１１．２％、令和６年度は１２８．３％です。

前年度と比較して比率が減少した理由としましては、基金残高等の増加に伴う充当可能財源や標準財政規模の増加によるものです。

このように、本町の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、本法律による財政健全化計画及び財政再生計画を策定する必要はありません。

次に、２資金不足比率につきましては、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率です。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定する必要があります。

本町の公営企業会計は、病院事業、下水道事業、２つの特別会計がありますが、いずれの公営企業会計も資金不足は発生していないことから、本法律による経営健全化計画を策定する必要はありません。

以上、財政健全化法による健全化判断比率等について説明をさせていただきました。

本町におきましては、健全化計画等の策定に係るすべての基準を下回っておりますが、今後におきましては、行財政改革の取組により各比率の改善に努めてまいりたいと考えています。

以上で、報告第３号の説明を終わります。

議　　長　　本案につきましては、令和７年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書として監査委員より意見が付されておりますので、局長に朗読させます。

局　　長　　（朗読する。）

議　　長　　監査委員からの補足説明があれば賜ります。
監査委員　　（ありませんの声。）
議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（なしの声。）
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
報告第５号　令和７年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告については報告済みといたします。
●日程９　議案第３４号　令和８年度南幌町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
町　　長　　ただいま上程をいただきました議案第３４号　令和８年度南幌町一般会計補正予算（第２号）につきましては、歳出では、令和８年熊本地震災害義援金の追加、財政調整基金積立金の追加、自立支援給付費過年度返還金の追加、麦類生産技術向上事業補助金及び商工会ふれあい商品券事業補助金の追加、南幌温泉井戸改修工事の追加、歳入では、歳出補正予算の各事業に係る国庫支出金及び道支出金の追加、普通交付税並びに令和７年度繰越金確定による追加が主な理由です。
その結果、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ２億１，７１８万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８５億６，８２２万５，０００円とするものです。
詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
議　　長　　内容の説明を求めます。副町長。
副 町 長　　それでは、議案第３４号　令和８年度南幌町一般会計補正予算（第２号）の説明を行います。
初めに、歳出から説明いたします。予算書１５ページを御覧ください。
２款総務費１項１目一般管理費、補正額５０万円の追加です。一般管理経費で、令和８年熊本地震による被災地への支援として義援金を追加するものです。義援金につきましては、熊本県に送金し、県より被災地へ送られます。
３目財産管理費、補正額８，２７０万１，０００円の追加です。財産管理経費で、１２節委託料、夕張太地区集落センターの売払いに伴う用地確定測量経費の追加、２４節積立金で、令和７年度繰越金の確定により地方財政法第７条の規定に基づき、繰越額の２分の１を財政調整基金に、令和８年度普通交付税に算定された臨時財政対策債償還基金費を減債基金にそれぞれ積み立てるものです。
４目企画振興費、補正額２０万円の追加です。協働まちづくり推進事業で、町内会等活動推進支援助成事業に係る補助金を追加するものです。
次に、３款民生費１項２目障がい者福祉費、補正額７０６万２，０００円の追加です。障がい者福祉経費で、療養介護医療における医療機関等とのオンライン受給資格確認に対応するための障がい者福祉システムの改修経費及び自立支援給付費の確定に伴う過年度返還金を追

加するものです。次ページにまいります。
３目高齢者福祉費、補正額７万円の追加です。介護保険特別会計繰出金で低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う過年度返還金を追加するものです。
次に、２項１目児童福祉総務費、補正額７５４万８，０００円の追加です。早期療育事業で、地域障害児支援体制整備事業補助金の確定に伴う過年度返還金の追加、児童福祉総務経費で、養育医療対象者の増加に伴う扶助費及び障がい児施設給付費の確定に伴う過年度返還金を追加するものです。
３目保育所費、補正額６３万３，０００円の追加です。保育所等運営補助事業で、子ども・子育て支援交付金の確定に伴う過年度返還金を追加するものです。次ページにまいります。
５款農林水産業費１項２目農業振興費、補正額５，６０４万３，０００円の追加です。有害鳥獣対策事業で、アライグマの捕獲頭数及び箱わな設置回数の増に伴い、委託料を追加するものです。スマート農業推進事業で、国のスマート技術体系包括的転換加速化支援事業に１件の経営体が採択されたことから追加するものです。担い手育成対策事業で、麦類生産技術向上事業補助金及び令和６年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金の確定に伴う過年度返還金を追加するものです。
次に、６款商工費１項１目商工振興費、補正額５０万円の追加です。商工会運営助成事業で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている町民の支援と町内での消費喚起を図るため、商工会が実施するふれあい商品券大販売会に係るプレミアム分の２分の１を補助するものです。
２目観光振興費、補正額５，３８０万１，０００円の追加です。南幌温泉経費で、南幌温泉２号井戸の埋没除去作業経費を追加するものです。次ページにまいります。
７款土木費２項２目道路維持費、補正額８１２万９，０００円の追加です。町道管理経費で、町道舗装修繕料及び西１１号橋改修工事に伴う低濃度ＰＣＢ処理に要する経費を追加するものです。
次に、９款教育費５項２目給食センター運営費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。
次に、歳入の説明を行います。予算書１１ページを御覧ください。
１０款地方特例交付金１項１目地方特例交付金、補正額９０１万４，０００円の追加です。地方特例交付金の確定によるものです。
次に、１１款地方交付税１項１目地方交付税、補正額２７７万３，０００円の追加です。普通交付税の確定によるもので、本年度の普通交付税額は２６億４，２７７万３，０００円となります。昨年度と比較して１億３０１万８，０００円の増額となります。
次に、１５款国庫支出金１項１目民生費国庫負担金、補正額５８万５，０００円の追加です。養育医療給付費に係る負担金です。
２項１目総務費国庫補助金、補正額５５７万１，０００円の追加です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

２目民生費国庫補助金、補正額２３万２，０００円の追加です。障がい者福祉システムの改修に係る補助金です。次ページにまいります。

１６款道支出金１項１目民生費道負担金、補正額２９万２，０００円の追加です。養育医療給付費に係る負担金です。

２項４目農林水産業費道補助金、補正額５，３８３万１，０００円の追加です。麦類生産技術向上事業及びスマート農業包括的加速化支援事業に係る補助金です。

次に、１８款寄附金１項１目一般寄附金、補正額２万円の追加です。ＮＰＯ法人日本入れ歯リサイクル協会より寄附を頂いたものです。次ページにまいります。

１９款繰入金１項１目財政調整基金繰入金、補正額３１０万５，０００円の減額です。財源調整を行うものです。

次に、２０款繰越金１項１目繰越金、補正額８，７５８万９，０００円の追加です。令和７年度繰越金の確定によるものです。

次に、２１款諸収入５項３目農林水産業収入、補正額９９万４，０００円の追加です。有害鳥獣捕獲等事業負担金で、事業に係るＪＡなんぽろの負担金です。

５目雑入、補正額１，０９９万１，０００円の追加です。町有地用地確定測量委託業務負担金の追加、子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算金から、産地生産基盤パワーアップ事業補助金返還金までそれぞれ事業費の確定によるものです。次ページにまいります。

２２款町債１項７目商工債、補正額４，８４０万円の追加です。南幌温泉２号井戸改修事業に係る地方債の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ２億１，７１８万７，０００円を追加し、補正後の総額を８５億６，８２２万５，０００円とするものです。

次に、債務負担行為補正の説明を行います。予算書６ページを御覧ください。

第２表　債務負担行為補正、変更です。基幹系システム用端末譲渡契約について、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、期間の変更はありません。

次に、地方債補正の説明を行います。次ページを御覧ください。

第３表　地方債補正、追加です。南幌温泉井戸改修事業を追加するものです。なお、起債の方法、利率、償還は記載のとおりです。

以上で、議案第３４号の説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　　歳出のところで、財産管理費の委託料、夕張太集落センターの町有地確定測量業務となっていますけれども、この夕張太集落センターについては、申込みというか、そういうのが今現在行われているのかどうか、それ１点伺います。

議　　長　　総務課長。

総務課長　　熊木議員の御質問にお答えします。夕張太集落センターの売却については、既にホームページに公表し、募集を終えたところです。８月

２８日に入札を執行してございます。これから契約に至りますので、また契約が確定しましたら御報告をしたいと思います。以上です。

議　　長　　４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　　売却が行われたということで、どのような、今の建物を使って、何かその業種とか、その辺のことが分かれば教えてほしいんですけれど。

議　　長　　総務課長。

総務課長　　ただいまの御質問にお答えします。今の御質問につきましては、どなたかということでございますけれども、町内で飲食店を行なわれている方が入っており、一応、入札の結果としては、その方に落札されているところです。以上です。

議　　長　　４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　　もう１点すみません。町有地の確定測量業務で３２０万かかるんですね。それで、その売却価格というのは、分かれば教えてほしいんですが。

議　　長　　副町長。

副 町 長　　過日、今総務課長のほうから答弁ございましたように８月２８日に入札を執行いたしまして、２６０万ほどで入札を落札したところでございます。町有地の確定測量につきましては、町のほうが売却に伴いまして、面積確定して最終的な契約に移るということで、その経費を落札者と町がそれぞれ負担をしてですね、測量を行って精算するという形になります。以上でございます。

議　　長　　ほかにありませんか。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第３４号　令和８年度南幌町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

場内時計で１時１５分まで、昼食のため暫時休憩をいたします。

（午前１１時５３分）

（午後　１時１５分）

議　　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程１０　議案第３５号　令和８年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました議案第３５号　令和８年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳出では、国保業務システム改修に伴う事業費の確定による減額、基金積立金の

追加及び過年度分保険税還付金の追加、歳入では、国庫支出金及び基金繰入金の減額、令和７年度繰越金確定による追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，９８７万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億１，５２１万円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長　　それでは、議案第３５号　令和８年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、御説明いたします。

初めに、歳出の説明をいたします。９ページを御覧ください。

１款総務費１項１目一般管理費、補正額１８８万９，０００円の減額です。子ども・子育て支援金制度及び高額療養費制度の改正による国保システム改修業務の完了に伴い、減額するものです。

次に、５款基金積立金１項１目基金積立金、補正額３，０３２万９，０００円の追加です。財源調整に伴い、追加するものです。

次に、７款諸支出金１項１目保険税等還付金、補正額１４３万円の追加です。資格の遡及喪失などの件数の増加に伴い、保険税の過年度還付金を追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。７ページを御覧ください。

３款国庫支出金１項２目子ども・子育て支援事業費補助金、補正額２１５万４，０００円の減額です。子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修に係る補助金の確定により減額するものです。

次に、４款道支出金１項１目保険給付費等交付金、補正額２６万４，０００円の追加です。高額療養費の制度改正に伴うシステム改修に係る交付金の確定により追加するものです。

次に、６款繰入金２項１目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額１５０万３，０００円の減額です。財源調整を行うものです。次ページへまいります。

７款繰越金１項１目繰越金、補正額３，３２６万３，０００円の追加です。令和７年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ２，９８７万円を追加し、補正後の総額を１０億１，５２１万円とするものです。

以上で、議案３５号の説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第３５号　令和８年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１１　議案第３６号　令和８年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　ただいま上程をいただきました議案第３６号　令和８年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳出では、国庫支出金等精算金の追加、歳入では、過年度分国庫負担金の追加、基金繰入金の減額及び令和７年度繰越金確定による追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６７０万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億８，９８１万４，０００円とするものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長　それでは、議案第３６号　令和８年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明を行います。

初めに、歳出から説明します。予算書の８ページを御覧願います。

５款諸支出金１項２目償還金、補正額６７０万４，０００円の追加です。令和７年度介護給付費等の確定に伴い、精算金を追加するものです。

次に、歳入の説明を行います。７ページを御覧ください。

２款国庫支出金１項１目介護給付費負担金、補正額９４８万９，０００円の追加です。令和７年度介護給付費の確定に伴う国庫負担金です。

次に、６款繰入金２項１目介護給付費等準備基金繰入金、補正額２，６４８万円の減額です。財源調整を行うものです。

次に、７款繰越金１項１目繰越金、補正額２，３６９万５，０００円の追加です。令和７年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ６７０万４，０００円を追加し、補正後の総額を９億８，９８１万４，０００円とするものです。

以上で、議案第３６号の説明を終わります。

議　　長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第３６号　令和８年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１２　議案第３７号　令和８年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　ただいま上程をいただきました議案第３７号　令和８年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の追加、歳入では、令和７年度繰越金確定による追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億６，２７９万１，０００円とするものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長　それでは、議案第３７号　令和８年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、御説明いたします。

初めに、歳出の説明をいたします。８ページを御覧ください。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額１０７万円の追加です。保険料等負担金では、被保険者数の見込みにより追加するものです。

次に、３款諸支出金１項２目その他償還金、補正額１１万円の追加です。令和７年度に実施した子ども・子育て支援金制度の施行に伴うシステム改修事業の事業費確定に伴い、国庫支出金の超過交付分を返還するため追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。７ページを御覧ください。

４款繰越金１項１目繰越金、補正額１１８万円の追加です。令和７年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ１１８万円を追加し、補正後の総額を１億６，２７９万１，０００円とするものです。

以上で、議案３７号の説明を終わります。

議　　長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第３７号　令和８年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１３　議案第３８号　字の区域の廃止についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました議案第３８号　字の区域の廃止につきましては、換地処分により字の区域を廃止するため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、まちづくり課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　内容の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長　　議案第３８号　字の区域の廃止について、御説明申し上げます。

本案につきましては、道営の農業競争力強化農地整備事業鶴城地区におきます換地処分により、土地の合筆等に支障となる字の表示を廃止するものであります。次ページをお開きください。

字を廃止する区域につきましては、南幌町字幌向原野９５５番３のほか、５３筆となっております。

以上で、議案第３８号の説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第３８号　字の区域の廃止については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１４　議案第３９号　町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました議案第３９号　町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長　　それでは、議案第３９号　町税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

このたびの町税条例の一部改正は、本年３月３１日に公布された地方税法等の一部改正で、令和９年１月１日以降に施行される規定について行うものです。

改正の主な内容は、１つ目は、寄附金税額控除で復興特別所得税課税期間延長及び防衛特別所得税の創設に係る規定の整備、２つ目は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書で提出義務範囲見直しに係る規定の整備、３つ目は固定資産税の免税点で家屋及び償却資産の免税点の引き上げに係る規定の整備、４つ目は、医療費控除で特定一般医療薬品等購入費の医療費控除の特例の適用期限延長に係る規定の整備、

５つ目は、住宅借入金特別税額控除で控除対象となる適用年度・居住年要件の延長に係る規定の整備、６つ目は、長期譲渡所得等の課税特例で優良住宅地造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例適用期限の延長、適用対象除外に係る規定の整備、７つ目は、特定暗号資産の譲渡所得等の課税特例で特定暗号資産の譲渡所得等を分離課税とし、また譲渡等により生じた損失は繰越控除の対象とする規定の整備です。

それでは、別途配付いたしました議案第３９号資料　新旧対照表で御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分です。

第３４条の７は、寄付金税額控除に関する規定で、法律改正に伴う改正で、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正で、引用条項の整理です。

次に、１ページ中段から２ページ中段にかけて、第３６条の２は、町民税の申告に関する規定で、法律の改正に伴う改正で、引用条項の整理です。

次に、２ページ中段から３ページ中段、第３６条の３の２は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、法律の改正に伴う改正で、引用条項の整理です。

次に、３ページ下段から５ページ中段、第３６条の３の３は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、法律の改正に伴う改正で、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正に伴い、第１項の条文を改め、第２項を加え、以下各項を繰り下げ、引用条項の整理をするものです。

次に、５ページ下段、第６３条は、固定資産税の免税点の規定で、法律の改正に伴う改正で、固定資産税免税点額の改正に伴い、家屋２０万円を３０万円に、償却資産１５０万円を１８０万円に引き上げるものです。

次に、６ページ上段、制定附則第６条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定で、法律改正に伴う改正で、適用期限の延長に伴う改正に伴い、平成３０年から令和９年度までを平成３０年以後に改めるものです。

次に、中段、制定附則第７条の３は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の規定で、法律改正に伴う改正で、平成２２年度から令和２０年度までを平成２２年度から令和２５年度までに改め、租税特別措置法第４１条又は４１条の２の２の規定の適用を受けた場合の居住年令和７年度までを令和１２年度までに改めるものです。

次に、下段から７ページ上段にかけまして、制定附則第７条の４は、寄付金税額控除における特例控除額の特例の規定で、法律改正に伴う改正、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正で、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う整備で引用条項の整理です。

次に、７ページ中段、制定附則第９条の２は、個人の町民税の寄附

金税額控除に係る申告の特例等の規定で、法律改正に伴う改正並びに復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正で、引用条項の整理です。

次に、７ページ下段から８ページ中段、制定附則第１７条の２は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定で、法律改正に伴う改正、長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正で、２項は引用条項を整理し、第４項を加えるものです。

次に、８ページ中段から９ページ中段、制定附則第１９条の３は、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例の規定で、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い、加えるものです。

次に、９ページ下段から１２ページ、改正附則第１条は、施行期日を規定するものです。

第２条は、町民税に関する経過措置、第３条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものです。

以上で、議案第３９号　町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了いたします

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第３９号　町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１５　議案第４０号　南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました議案第４０号　南幌町乳児等通園支給事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長　　それでは、議案第４０号　南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、国における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に準じて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配付しております議案第４０号資料　新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第１４条の２については、児童対象性暴力等の防止の規定で、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の必要な措置を講じなければならないことを新たに規定するものでございます。

最後に、附則として、この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

以上で、議案第４０号の説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第４０号　南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１６　議案第４１号　南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました議案第４１号　南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長　　それでは、議案第４１号　南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

初めに、改正の概要について申し上げます。本条例は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設

備及び運営基準について、国の省令等を踏まえ市町村が条例を定めるもので、本町には該当施設はありませんが、条例を整備しているものでございます。今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国における家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に準じて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、別途配付しております議案第４１号資料　新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第３条及び次ページにかけて、第６条第７項までについては、これまで国家戦略特別区域法により、限られた区域において認められていた小規模保育事業について、児童福祉法の改正に伴い、新たに満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことから、同法に定める満３歳以上限定小規模保育事業の条項を加えるものです。

次に、下段から次ページにかけて、第１３条については、こども性暴力防止法の施行に伴い、児童対象性暴力等の防止について新たに規定するものでございます。

次に、第１７条第２項については、母子保健法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。

次に、次ページにかけまして、第１８条及び第２７条については、先ほど説明した第３条及び第６条の改正同様、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正です。

次に、第２９条第２項第３号については、条文の整理を行うものです。

次に、第２９条第３項から次ページ第５項までについては、小規模保育事業所Ａ型に係る、保育士の数の算定のみなし規定で、当該事業所に勤務する保育士の数の算定にあたっては、当該事業所に勤務する特定理学療法士等を１人に限り保育士とみなすことができること、ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うにあたっては、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないことを規定するものです。

次に、第３１条第２項第３号については、条文の整理を行うものです。

次に、第３１条第３項から次ページ第５項までについては、小規模保育事業所Ｂ型に係る、保育士の数の算定のみなし規定で、先ほど説明した第２９条第３項から第５項の改正と同様に規定をするものでございます。

次に、第３５条については、引用条項の整理です。

次に、第４４条第２項第３号については、条文の整理を行うものです。

次に、第４４条第３項から次ページ第５項までについては、保育所型事業所内保育事業所に係る、保育士の数の算定のみなし規定で、先ほど説明した第２９条第３項から第５項の改正と同様に規定をするものでございます。

次に、第４７条第２項第３号については、条文の整理を行うものです。

次に、第４７条第３項から次ページにかけて第５項までについては、小規模型事業所内保育事業所に係る、保育士の数の算定のみなし規定で、先ほど説明した第２９条第３項から第５項の改正と同様に規定するものです。

次に、第４８条については、準用規定の整理を行うものです。

次に、附則第３条から次ページ附則第５条までについては、経過措置の規定で、満３歳以上限定小規模保育事業の創設等により、文言の修正を行うものです。

次に、附則第６条から次ページ附則第９条までについては、小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例を新たに規定するものでございます。

最後に、改正附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１３条の改正規定は令和８年１２月２５日から、第１７条の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第１条第６号に定める日から施行する。

以上で、議案第４１号の説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。議案第４１号　南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程１７　議案第４２号　南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました議案第４２号　南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長　　それでは、議案第４２号　南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制

定について、御説明を申し上げます。
　初めに、改正の概要について申し上げます。本条例は、町の確認を受けた認定こども園や保育所及び地域型保育所である小規模保育事業や、事業所内保育事業などの運営基準について、国の省令等を踏まえ市町村が条例を定めているものです。今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に準じて、所要の改正を行うものでございます。
　それでは、別途配付しています議案第４２号資料　新旧対照表を御覧ください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。
　目次、第３章第３節については、本条例に新たに第５１条の２の条項を加えることに伴い、改めるものでございます。
　次に、次ページにかけて、第６条第２項から第４項までについては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、教育認定子どもに改め、条文の整理を行うものです。
　次に、第７条第２項については、法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、保育認定子どもに改めるものです。
　次に、第９条については、文言の整理を行うものです。次ページにまいります。
　第１３条第４項第３号については、次ページにかけて、法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、教育認定子どもに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、満３歳以上保育認定子どもに改め、条文の整理を行うものです。
　次に、第２０条及び第２５条については、条文の整理を行うものです。次ページにまいります。
　第３５条については、法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、教育認定子どもに、同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、満３歳以上保育認定子どもに改め、条文の整理を行うものです。次ページにまいります。
　第３６条については、次ページにかけて、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、満３歳以上保育認定子どもに、同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、教育認定子どもに改め、条文の整理を行うものです。
　次に、第３７条第２項及び第３項並びに次ページにかけて、第３９条第２項及び第３項については、児童福祉法の改正により、新たに満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、条文の整理を行うものです。
　次に、第３９条第４項については、条例改正に伴う条項ずれを解消

するための改正です。
次に、第４０条第２項から次ページ第４２条第１項第１号までについては、満３歳未満保育認定子どもを、保育認定子どもとする文言の整理を行うものです。
次に、第４２条第１項第３号から次ページ第４３条までについては、これまで国家戦略特別区域法により、限られた区域において認められていた小規模保育事業について、児童福祉法の改正に伴い、新たに満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことから、条文の整理を行うものです。
次に、次ページにかけて、第４６条第１項第７号については、引用条項の整理を行うものです。
次に、第４７条から第４９条第２項までについては、満３歳未満保育認定子どもを、保育認定子どもとする文言の整理を行うものです。
次ページかけまして、第５０条については、今回の改正に伴う条文等の読み替え規定を整理するものです。
次に、第５１条については、次ページにかけて、法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、教育認定子どもに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、満３歳以上保育認定子どもに改め、条文の整理を行うものです。
次に、次ページにかけて、第５１条の２については、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、特別利用地域型保育の基準として、新たに条項を追加するものです。
次に、第５２条については、次ページにかけて、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、満３歳以上保育認定子どもに、同条第３号に掲げる小学校就学前子どもを、満３歳未満保育認定子どもに、法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを、教育認定子どもにそれぞれ改め、文言修正及び条文の整理を行うものでございます。
最後に、附則として、この条例は、公布の日から施行する。
以上で、議案第４２号の説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（なしの声。）
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
（なしの声。）
それでは採決いたします。議案第４２号　南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（なしの声。）
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに

決定をいたしました。
　以上で、本日予定をしておりました全ての議案審議が終了いたしました。決算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
　（なしの声。）
　御異議なしと認めます。よって決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。
　御苦労さまでした。

（午後　１時５９分）

令和８年　第３回南幌町議会定例会　会議録

令和８年９月１１日（金）
午前　９時３０分　開　会

１．出席議員

１番	湯　本　　要	２番	西　股　裕　司
３番	星　　真　希	４番	熊　木　惠　子
５番	佐　藤　妙　子	６番	細　川　美喜男
７番	加　藤　真　悟	８番	石　川　康　弘
９番	高　橋　修　平	１０番	家　塚　雅　人
１１番	側　瀬　敏　彦		

２．欠席議員

なし

３．会議録署名議員

５番	佐　藤　妙　子	６番	細　川　美喜男

４．職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	藤　田　雅　章	議事係長	富　木　孝　郎

５．地方自治法第１２１条第１項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町　　長	大　崎　貞　二	教　育　長	西　田　篤　人
農業委員会会長	南　　則　之	監査委員	白　倉　敏　美

６．町長の委任を受けて出席した説明員

副　町　長	小　林　史　典	総務課長	岩　本　　聖
まちづくり課長	斉　藤　　隆	住民課長	鈴　木　潤　也
税務課長	砂　田　隆　樹	保健福祉課長	笠　原　大　介
保健福祉課参事	蛯　沢　千　晴	産業振興課長	渡　辺　広　貴
都市整備課長	黒　島　滋　規	会計管理者	池　畑　憲　一
病院事務長	桂　　満　晴		

７．教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長　　渡　部　浩　二

８．選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）　　岩　本　　聖

９．公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長）　　岩　本　　聖

１０．農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長　　山　本　　篤

１１．議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議　　長　　おはようございます。

去る９月８日より決算審査特別委員会のため休会となっておりました令和８年第３回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は１１名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程１８　発議第１０号　総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

３委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程１９　報告第４号　株式会社南幌振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町　　長　　ただいま上程をいただきました報告第４号　株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては、令和７年度における経営状況の報告です。

内容につきましては、振興公社専務が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議　　長　　内容の説明を求めます。振興公社専務。

振興公社専務　　それでは、報告第４号　株式会社南幌振興公社経営状況報告について、令和７年度の経営状況について御説明いたします。

報告資料の１ページをお開きください。資料１、業務報告について。庶務関係の概要につきましては、取締役会、定時株主総会ともに１ページから２ページの記載のとおり行われております。

次に、営業の概要について。３ページを御覧ください。営業報告について、営業期間は、練習場と西南コースは、４月５日から１１月２４日までの２３４日間、内クローズ１５日間。北コースは、４月１２日から４月３日までの１５１日間、内クローズ４日間でした。営業期間中のコース状況につきましては、春の融雪が順調に進み、４月５日に良好なコンディションで営業を開始しました。４月は、低温と降雨の影響を受けたものの、５月は天候に恵まれ、芝生の生育はおおむね順調に推移しました。一方、６月から７月中旬にかけては、少雨による干ばつの影響で、フェアウェイを中心に芝生の傷みが進みましたが、８月以降は、適当な降雨により徐々に回復しました。９月から１０月は、降雨が多く、フェアウェイやラフの軟弱な状態が続きました。１１月も雨や降雪の影響で改善が進まぬまま、１１月２４日にクローズを迎えました。

表１を御覧ください。令和７年度の入場者数とコース、練習場、売店を含む総売上額を前年と比較しています。表の下段、合計欄を御覧ください。令和７年度の入場者数は４万５，２９７人、前年に比べ

１，２８４人、２．９％の増加となりました。総売上額は１億７，７５８万１，０００円、前年に比べ３６８万１，０００円、２．１％の増加となりました。

表２を御覧ください。コース入場者数とコース売上額の計画に対する達成率を記載しています。１１月を除く各月、計画を上回る実績となりました。営業稼働日数が前年より２日少ない状況においても、前年実績を上回ることができた要因として、１人予約の増加に伴う、１組４名プレー比率の上昇に加え、猛暑により干ばつ傾向が続いた中でもグリーンコンディションを良好に維持管理できたことが挙げられます。なお、入場者数が４万５，０００人を超えたのは、平成１４年以来となります。４ページをお開きください。

表３、練習場の売上実績について。売上額を昨年度実績、今年度計画と比較しています。表の下段、合計欄を御覧ください。令和７年度の売上額合計１，５５４万２，０００円、前年に比べ１４万８，０００円、０．９％の減少となりました。計画売上額１，４００万円に対しては、１５４万２，０００円の増加、達成率１１１％となりました。４月、７月、９月、１０月、１１月の５か月は、降雨、猛暑、降雪などの天候不順の影響を受け、いずれも前年度実績を下回りました。このような状況の中でも売上合計が計画を上回った要因としては、コース来場者数が好調に推移したことに加え、気軽に利用できる練習環境の整備が利用者の支持を集め、集客を下支えしたことが挙げられます。なお、売上額が３期連続で１，５００万円を超えたのは、平成９年以来となります。次に、５ページを御覧ください。

５ページから１２ページは決算報告書となっています。貸借対照表、損益計算書について、要約版で御説明させていただきます。１３ページをお開きください。

補助資料１、貸借対照表、資産の部では、Ｅの資産合計は、７億８，４７０万９，０００円、前期に比べ７４２万３，０００円、１％の増加となりました。

次に、下の表、貸借対照表、負債・資本の部では、Ｇ固定負債の長期未払金は、７５４万４，０００円、前期に比べ１９７万７，０００円の減少。長期未払金の内訳としては、乗用３連グリーンモアと練習場用のトラクターを割賦延払で購入しております。上の表、Ｅの資産合計から、Ｈ負債合計を差し引いた、Ｉ純資産合計は６億４，２３６万３，０００円となり、当期純利益分１，３４７万３，０００円、２．１％の増加となりました。次に、１４ページをお開きください。

損益計算書については、資料のとおりとなっておりますが、表の中段、Ｍ当期純利益は１，３４７万３，０００円、前期に比べ８７万１，０００円、６．９％の増加となりました。

次に、経費面については、その下、◎Ｂ当期の製品製造原価は、１億３，１６８万５，０００円となり、前期に比べ７５２万７，０００円、６．１％の増加となりました。主な要因は、従業員の増員に加え、退職職員への退職金支給に伴い、労務費が増加したことです。

次に、◎Ｄ販売費及び一般管理費は、合計２，２１９万８，０００

円となり、前期に比べ２２万２，０００円、１％の減少となりました。予約サイトの見直し及び予約プランの工夫により、送客手数料が抑えられ、広告宣伝費が減少しました。次に、１５ページを御覧ください。

補助資料２、長期借入金の償還状況について。平成２５年度に南幌町の損失補償を受け、長期借入金の借換えを行っており、その償還状況について記載しています。令和７年度償還額６５０万円、借入残高１億３６６万円、令和８年度も６５０万円の償還を予定しております。次に、１６ページをお開きください。

１６ページから２０ページには、補助資料３として、北海道内の地区別のゴルフ場入場者数、河川敷ゴルフ場の入場者数並びに南幌リバーサイドゴルフ場の区分別入場者数の状況を掲載しております。関連資料として、あわせて御参照いただければと思います。次に、２１ページをお開きください。

補助資料４、令和８年度の業務計画です。今年度は４月４日にオープンし、１１月２３日にクローズする予定です。オープン以降の営業状況については、天候の影響はあったものの、コース、練習場ともに昨年を上回るお客様に御来場いただいております。残りのシーズンについても、より多くのお客様に御来場いただけるよう引き続き取り組んでまいります。

以上で、報告第４号の説明を終わります。

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

報告第４号　株式会社南幌振興公社経営状況報告につきましては報告済みといたします。

ここで、説明員退室のため暫時休憩をいたします。

（午前９時４０分）

（午前９時４１分）

議　　長　　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

追加日程１　発議第１１号から追加日程８　報告第７号までの８議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって追加日程１　発議第１１号から追加日程８　報告第７号までの８議案を追加いたします。

●追加日程１　発議第１１号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

８番　石川　康弘議員。

石川議員　　（提案理由及び内容の説明をする。）

議　　長　　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。発議第１１号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程２　発議第１２号　米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

８番　石川　康弘議員。

石川議員　（提案理由及び内容の説明をする。）

議　　長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。発議第１２号　米国産生馬鈴しょの輸入解禁反対等を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程３　発議第１３号　義務教育費国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元、３０人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　（提案理由及び内容の説明をする。）

議　　長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。発議第１３号　義務教育費国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元、３０人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに

決定をいたしました。

●追加日程４　発議第１４号　「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　（提案理由及び内容の説明をする。）

議　　長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。発議第１４号　「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程５　発議第１５号　急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由及び内容の説明を求めます。

４番　熊木　惠子議員。

熊木議員　（提案理由及び内容の説明をする。）

議　　長　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。発議第１５号　急騰する奨学金の金利に対する負担軽減を求める意見書の提出については、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程６　報告第５号　令和７年度各会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

８番　石川　康弘議員。

石川議員　報告第５号　令和７年度各会計決算認定審査報告について、令和８年９月１０日付、議長宛て、決算審査特別委員長名。委員会審査報告書。認定第１号　令和７年度各会計決算認定について。本特別委員会

に審査付託された令和７年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

議　　長　　お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

認定第１号　令和７年度各会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立１０名、着席０名）

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程７　報告第６号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

８番　石川　康弘議員。

石川議員　　報告第６号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定審査報告について、令和８年９月１０日付、議長宛て、決算審査特別委員長名。委員会審査報告書。認定第２号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和７年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

議　　長　　お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

認定第２号　令和７年度南幌町病院事業会計決算認定について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立１０名、着席０名）

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

●追加日程８　報告第７号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定審査報告についてを議題といたします。

審査報告について決算審査特別委員長より報告願います。

８番　石川　康弘議員。

石川議員　　報告第７号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定審査報告について、令和８年９月１０日付、議長宛て、決算審査特別委員長名。委員会審査報告。認定第３号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定について。本特別委員会に審査付託された令和７年度南幌町下水道事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

議　　長　　お諮りいたします。本案につきましては、この際質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

決算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり認定であります。

それでは採決いたします。採決にあたりましては、起立採決を行います。

認定第３号　令和７年度南幌町下水道事業会計決算認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立１０名、着席０名）

どうぞ御着席ください。

賛成起立全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

（午前１０時１７分）

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

６　　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿